

[設問1]

第1. 乙社に対する保証債務履行請求の可否

丙銀行の乙社に対する上記請求が認められるためには、①主債務が有効に成立していること、②保証債務が有効に成立していることが必要である。

1. ①について

まず、融資契約が「多額の借財」(会社法(以下略)362条4項2号)に当たるとあるのか。

甲社が丙銀行から融資を受けた額は30億円である。これは、甲社の自己資金50億円の6割に当たる額である。

また、かかる30億円の使用目的は、ハイリスク型の投資と云える。このため、取締役が独断でないうる軽微な業務執行とは言い難い。

以上より、「多額の借財」に当たる。

本件の融資契約は取締役会の決議を経なければならぬ。むしろ、内部的意思決定を欠くにすぎないから、取引の安全の観点から、原則として有効となる。例外的に無効となるのは、

第三者において保護に値しない場合、具体的には、内部的意思決定を欠くことにつき悪意・過失である場合に限する(民法93条

甲社のEは、丙銀行に対して本来は提出するべき^{但多数相適用}取締役会議事録を用意せず、提出しなかった。丙銀行のFは、かかる場合金融業者として、甲社の役員らに対し、自ら確認を求める注意義務が課せられていると云える。そうであるのに、FはEに対し取締役会議事録に代わ

ものを提出するよう求めて、承認の確認書で代用することしかせず、自らが確認することを怠った。このため、Fには~~善~~過失があったと云える。

よって、本件融資契約は無効である。

2. ②について

(1) 再 乙社が丙銀行との間で、甲社の債務を保証する旨の契約を締結することも「多額の借財」に当たる。なぜなら、保証は借入れとは異なるが、債権者への返還を要する点で同様の効果をもたらすものである上、前述した^{利用}目的からすれば、取締役会の決議を経るべき業務執行と云えるからである。

従って、乙社取締役会の承認を欠くこと、丙銀行のFに前述したのと同様の過失があることを併せ考えれば、本件の保証契約は無効となるのが原則である。

むしろ、362条4項の趣旨は株主の保護にある。乙社の株主はA・Bの2人であるところ、両者の同意があることから、取締役会の承認を経ていなくても、例外的に有効となる。

(2) ~~再~~^{すなわち} 本件の保証契約は、利益相反取引(355条、356条1項3号)に当たるとあるのか。同条項の趣旨が株主の保護にあることに鑑み、取締役、会社間において実質上の利益^{衝突}があるかにより決する。

確かに、乙社の取締役A・Bは、甲社における多数派株主である。しかし、A・B個人及びA・Bが~~実~~事実上所有する乙社の分を合わせてもせいぜい50%の甲社株式を保有するにすぎない。このため、A・Bと甲社の間において実質上の利益衝突があるとは言えず、3号の間接取引に当たらない。

3. 以上より、①を欠くことから、丙銀行の請求は認められない。

第2. 甲社と乙社の株主交換(768条)の問題点.

1. 丙銀行は、株主交換無効の訴え(828条1項11号)を提起する
ことが考えられる。

丙銀行は、各別の催告を受けなかったが、「株式交換について
承認を受けなかった債権者」に当たり、原告適格を有する(同条2項11号)。

2. それでは、無効原因が認められるか。

まず、債権者による異議を保障すべく、知られたる債権者には
対して各別の催告が求められる(799条2項)。しかし、乙社は
かかる催告をしなかった。このため、重大な手続的瑕疵があり
無効原因に当たる。

次に、対価^{の基準}を株価6千円としている。不祥事発覚後は
株価が千円程度であったのだから、その6倍もの額で対価を交付
すると、甲社の財産状態が著しく毀損される。このため、重大な
瑕疵があり、無効原因に当たる。

3. よって、丙銀行の請求は認められる。

[設問2]

第1. 民法423条に基づく債権回収。

丁社は、甲社・乙社間における価格の不自然な
取引が利益相反取引(会社法(以下略)356条1項2号)に
当たり、無効であるとして、甲社の乙社に対する不当利得
返還請求権(民法703条)^(民法423条)を代位行使できるか。

まず、上記取引は、甲社の取締役、たるBが、乙社を
代表して、「第三者」乙社の名義で(「ために」)、「株式会社」
甲社との間で行った取引である。このため、直接取引
(356条1項2号)に当たる。

そこで、甲社の取締役会の承認も欠くと無効となる
のが原則である。

むしろ、利益相反取引制度の趣旨は、株主の利益を保護
する点にある。いざとすると、取引の相手方が、いかなる一人
株主である場合には、株式会社と株主の利益衝突を考慮
する必要がないと言えらるから、取締役会の承認は不要で
あると解すべきである。

甲社の株主は、株式交換後は、乙社のものになっている。
このため、上記取引は、甲社の取締役会の承認を欠いても、
有効となる。

よって、丁社は、民法423条に基づく債権回収を行うことが
できる。

第2. 会社法429条1項に基づく債権回収。

1. A及びB

A及びBは、甲社の取締役として、甲社の財産を不当に低い価額で手払さない、職務上の注意義務を負っている(330条、民法644条)。

うであるのに、両者は、乙社との間で価格の不自然な取引を繰り返して、甲社の財産を移転させた。従って、任務懈怠に当たる。

また、両者は、かかる任務懈怠につき、「悪意」であった。

そして、甲社の財産状態が^が悪化し、手形が不当たりとなつたことから、丁社は、手形金相当額の半間接「損害」を負った。

また、上記任務懈怠なくして上記損害はなかつたから、相当因果関係も認めらる(「おて」)。

以上より、丁社は、A及びBに対し、手形金相当額を請求できる。

2. D

Dは、甲社の取締役会を構成する取締役として、取締役A・Bの職務執行を監視する職務上の~~注意~~義務を負う(362条2項2号)。ところが、Dは、A・Bが価格の不自然な取引を負っていたことを監視していなかった。このため、任務懈怠が認めらる。

また、Dが^{以前に}経理・財務担当であること、A・Bが不適切な会計処理を行っていたことからすると、上記任務懈怠の程度は著しいといえ、^{129 m}「重大な過失」も認めらる。

以上より、丁社は、Dに対しても、その任務懈怠「による」^{以上}「損害」が生じたといえ、手形金相当額を請求できる。